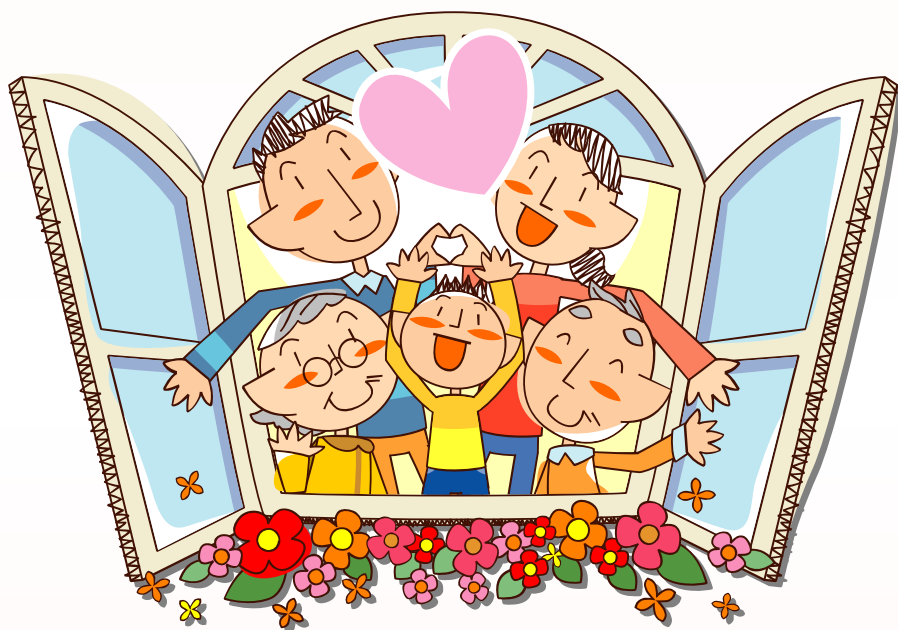


瑞穂市人権施策推進指針

【概要版】

誰もがお互いを尊重し、支えあう
共生のまちづくり



平成30年3月
瑞穂市

1 指針策定の背景と趣旨

日本国憲法では、基本的人権の尊重で示しているように、誰もが生まれながらにして持っている、人間らしく生きるための、すべての人に平等な権利を保障しています。

しかし現状では社会構造の複雑化・多様化、地域社会の空洞化の進行等により、人命を軽視した殺人事件の発生、いじめ、家庭内における虐待・暴力、人権を無視した雇用問題などが社会問題化しており、さらに近年では、インターネットによる人権侵害、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別など、新たな人権問題も生じています。

このような人権課題に対し、本市においては、基本的人権が尊重され市民がお互いに協調し「おもいやり」と「たすけあい」の精神に基づいて生き生きとして暮らせるよう、「瑞穂市人権施策推進指針」を策定しました。

2 計画の位置付け

この指針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定に基づき地方公共団体が策定するものであり、国・県の計画や指針との整合性を図り、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的なつながり、かつ効果的な推進を目的として策定するものです。

3 指針の基本理念

**誰もがお互いを尊重し、支えあう
共生のまちづくり**

4 市民とともにめざす姿

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| 【交流と人権感覚】 | 地域でさまざまな人と交流し、人権感覚を養う |
| 【意識と日常生活】 | 人権に関する知識を習得することで意識付けを行い、行動につなげる |
| 【共生と協働】 | 市と協働し、人権啓発や人権教育活動に参画し、共生のまちづくり |

5 指針の期間 指針に基づいた実践の期間

本指針の実践にあたっては、平成 30 年度を初年度として平成 34 年度までの5年間を推進期間とします。

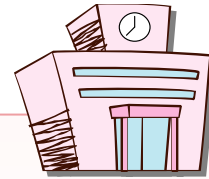
6 あらゆる場における人権施策の推進

(1) 学校における人権教育の推進

- 幼児教育や学校教育において自然や多様な人々との交流等を通じた、人権教育を推進します。
- 人権尊重の教育を推進していくため、教職員の指導力向上を目的とした取り組みに努めます。

施策

- ① 学校教育における人権教育の推進
- ② 幼児教育の推進

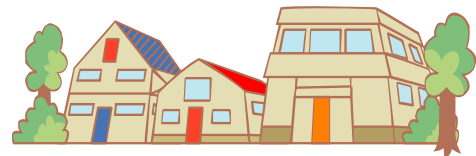


(2) 家庭・地域社会における人権教育・啓発の推進

- 家庭における人権教育を高めるための支援を行います。
- 人権に関する知識や考え方の普及・啓発を推進します。
- 人権教育・啓発活動を推進する人材の養成に努めます。
- 市民の悩みごとに対応できる相談体制の充実に努めます。
- 地域の問題について、身近な地域で話しあう場をつくれます。

施策

- ① 保護者に対する研修などの充実
- ② 講座などの開催
- ③ 「人権問題講演会」の充実
- ④ 高齢者に対する人権啓発の推進
- ⑤ ポスター掲示などによる人権啓発の推進
- ⑥ 人権街頭啓発の推進
- ⑦ 国・県および関係団体との連携
- ⑧ 人権擁護委員の研修
- ⑨ 個別の課題に対応した相談体制の充実
- ⑩ 瑞穂市人権相談の充実
- ⑪ 国、県などとのネットワークの充実
- ⑫ 地域の問題について話し合う場の提供



(3) 企業等における人権教育・啓発の推進

- 企業等事業所の人権教育及び人権啓発活動を促進・支援します。
- 雇用や職場における人権侵害の未然防止、早期発見・早期対応の体制整備を支援します。
- 平等な就労機会と待遇の確保について啓発します。
- 市職員に対する人権教育・啓発を推進します。

施 策

- ① 企業等事業所における人権教育及び人権啓発の充実
- ② 雇用・昇進の機会均等の推進
- ③ 市の職場における人権教育及び人権啓発の充実



7 各課題における施策の推進

女性の人権

- 男女共同参画社会をめざし、さまざまな機会を通じて男女共同参画の周知・啓発を行い、意識の向上に努めます。
- 女性の人権を無視した行為の根絶と被害の救済に努めます。
- あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくりを推進します。

施 策

- ① 生涯学習における学習機会の充実
- ② 女性に対する暴力防止意識の向上
- ③ 女性の暴力被害の救済支援の充実
- ④ 母子等緊急一時保護事業の充実
- ⑤ 女性のための相談体制の充実
- ⑥ 「おもいやり」「ささえあい」から始まる瑞穂の夢まちづくり
- ⑦ 瑞穂市男女共同参画基本計画の推進
- ⑧ メディアを活用した情報発信の充実
- ⑨ 審議会などへの女性委員登用の促進
- ⑩ 幼児教育における体験活動の推進



子どもの人権

- さまざまな学びの機会を通じて、子どもの人権を尊重する意識を広く市民に啓発します。
- 学校教育等により、子どもへの人権教育の充実を図ります。
- 児童虐待防止の啓発及び事案の早期発見、早期対応を推進します。
- いじめや暴力、不登校などの問題解決に向けて、相談体制の充実を図ります。

施 策

- ① 世代間交流事業の充実
- ② 学校教育における人権教育の推進
- ③ スクールカウンセラー、相談員の指導力向上
- ④ 教職員に対する人権研修の推進
- ⑤ 保護者を対象とした人権教育の充実
- ⑥ 児童虐待防止啓発の充実
- ⑦ 児童虐待への対応強化
- ⑧ 子どもの人権相談の充実
- ⑨ 子どもの人権教室の充実



高齢者の人権

- 高齢者や高齢化への理解を深めるため、世代間交流の推進や、普及・啓発の充実を図ります。
- 高齢者が地域で生き生きと生活できるよう、サロン等の集いの場の充実や就労機会や生きがい活動の充実を図ります。
- 高齢者のニーズに応じた、生活支援、介護サービスの充実を図ります。
- 高齢者やその家族に対する権利擁護を推進します。

施 策

- ① 世代間交流事業の充実
- ② 高齢者職業相談の充実
- ③ シルバー人材センター事業の充実
- ④ 地域包括支援センターの充実
- ⑤ 一人暮らし高齢者などへの在宅福祉サービスの充実
- ⑥ 認知症高齢者などへの在宅福祉サービスの充実
- ⑦ 啓発の推進
- ⑧ 生活支援体制整備の推進
- ⑨ 権利擁護の推進

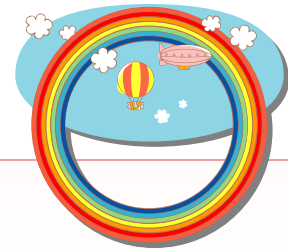


障がいのある人の人権

- 障がいのある人の人権について理解を深めるための普及・啓発の充実を図ります。
- 障がいのある人が安心して生活できる環境づくりを推進します。
- 障がいのある人の雇用、就労支援体制の充実を図ります。
- 障がいのある人に対する権利擁護の充実を図ります。
- 障がいのある人にやさしいまちづくりを推進します。

施 策

- | | |
|-------------------------|------------------|
| ① 交流活動の促進 | ② 障がい者の人権啓発講座の充実 |
| ③ 障がいのある人の生活支援 | ④ 住宅環境の改善の促進 |
| ⑤ 地域生活支援事業の充実 | ⑥ 福祉有償運送事業の充実 |
| ⑦ 障がいのある人の権利擁護事業の推進 | |
| ⑧ 障がいのある人に対する相談活動の推進 | |
| ⑨ 授産施設などの充実 | |
| ⑩ 福祉教育の推進 | |
| ⑪ 障がいに対する差別の解消と合理的配慮の推進 | |



同和問題

- 同和問題について、差別意識の解消に向けて人権教育及び啓発活動を推進します。
- えせ同和行為排除のための啓発及び相談・支援に努めます。

施 策

- | | |
|---------------------|---------------|
| ① 教職員への研修の充実 | ② 講座等の充実 |
| ③ 「人権講演会」の充実 | ④ 市民の交流づくりの推進 |
| ⑤ 「えせ同和行為」に対する啓発の充実 | |

外国人の人権

- 外国人の生活習慣や文化などの理解を促進します。
- 在住外国人をケアする相談支援や情報提供を行います。
- 在住外国人との交流の機会を促進し、共生社会づくりを推進します。

施 策

- ① 国際理解教育の推進
- ② 国際交流の推進
- ③ 外国籍児童の円滑な就学促進
- ④ 外国人住民に対する相談業務、広報・啓発事業の促進
- ⑤ 国際交流ボランティア事業の推進
- ⑥ 多文化共生体制の推進
- ⑦ 多言語による表記の促進



感染症患者等の人権

- 感染症に対する正しい知識の普及を図ります。
- 感染症の予防と健康づくりを支援します。

施 策

- ① エイズに関する啓発の充実
- ② 学習機会の充実
- ③ 相談窓口、相談体制の充実

刑を終えて出所した人の人権

- 刑を終えて出所した人への偏見や差別意識を解消する啓発を行います。
- 市民の更生保護活動を支援します。

施 策

- ① 啓発の推進
- ② 更生保護活動への支援
- ③ 研修会、講座の推進

犯罪被害者等の人権

- 被害者等の人権を守るための教育及び啓発を進めます。
- 被害者相談やカウンセリングの充実に努めます。
- 被害者の救済支援を充実します。

施 策

- ① 広報などによる啓発の推進
- ② 職場における啓発の推進
- ③ 被害者相談窓口の充実
- ④ カウンセリングの充実
- ⑤ インターネットの正しい利用方法などについての教育の充実
- ⑥ 被害者救済支援の充実

性的少数者の人権

- 性自認について異なる人の正しい知識の普及と理解を促進します。
- 同性愛など性的指向について、正しい理解を促進します。

施 策

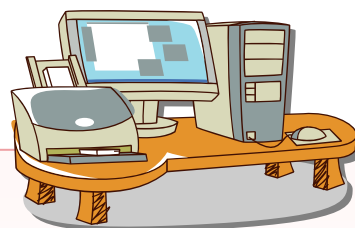
- ① 性的指向、性自認についての啓発促進
- ② 学習機会の充実

インターネットによる人権侵害

- インターネットの正しい理解と利用を啓発します。
- 相談体制と被害者救済対策の充実を図ります。

施 策

- ① インターネットの正しい利用方法などについての教育の充実
- ② 相談体制の充実
- ③ 悪質な情報などへの対応



その他の人権問題

- 私たちが暮らす社会には、その他多様な人権問題が存在します。ホームレスに対する偏見や差別、北朝鮮当局による拉致被害者等、人身取引被害者等、東日本大震災などの災害に伴う人権問題等、さまざまな人々に対する偏見や差別も根強いものがあります。これらの人権問題について、人権を尊重するという視点に立った教育・啓発の取り組みを行います。

8 指針の推進体制

指針の推進「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の趣旨に従い、①さまざまな発達段階に応じて行う、②多様な機会をとらえて行う、③効果的手法及び市民の自主性を尊重して行う、④本市における施策実施部署の中立性を確保して行うことが重要です。

また普段から本市において、人権推進のさまざまな関連部署との連携と協力、協議と検証を行い、当指針の施策の完成度を高めていきます。

瑞穂市人権施策推進指針 概要版

平成 30 年 3 月

発行 : 瑞穂市

〒501-0222

T E L : 058-327-4126

編集 : 福祉部 地域福祉高齢課

瑞穂市別府 1283 番地 (総合センター内)

F A X : 058-327-4143